

令和6年能登半島地震による災害にかかる被保険者等
に対する一部負担金等の取り扱いについて(期間延長)

大阪産業機械工業健康保険組合

令和6年能登半島地震による災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

当組合では、このたびの災害による被災地域に災害救助法が適用されたため、被保険者及び被扶養者に対し、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等の免除を行っており、令和6年4月末まで免除するとしておりましたが、免除期間を延長することになりましたのでお知らせいたします。

一部負担金等の免除につきましては、当組合の加入者の方で、次の免除対象者に該当することを保険医療機関等で申告すると、窓口での支払いは免除になります。

【一部負担金等の免除について】

1. 免除対象者

次の(1)及び(2)いずれにも該当する方

(1) 災害救助法適用地域(*)の住民の方

(2) 以下のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方

② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

③ 主たる生計維持者の行方が不明である方

*災害救助法適用地域および適用日につきましては、下記アドレスからご確認ください。

内閣府 防災情報のページ 災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 免除期間

災害救助法適用日から令和6年9月末まで

【医療機関での受診について】

被災された被保険者及び被扶養者の方で、健康保険証を紛失または自宅等に残したまま避難しているため、医療機関等で健康保険証が提示できない場合、次の事項を申告すると保険診療として受診できる取扱いになっています。

①氏名 ②生年月日 ③住所及び連絡先(電話番号等) ④被保険者の勤務する事業所名

(問合せ先)

業務二課

電話 06-6372-5501